

～ 新年あけましておめでとうございます～

旧年中は大変お世話になりました。本年もスタッフ一同頑張っ
てまいります。今年も何卒よろしくお
願い申し上げます。

リーガルネットワークス 同 2014 元日

～ Topics ～

通勤手当

会社への通勤に一般の交通機関を利用している場合には、交通費が非課税になることが多い
ため、通勤手当は全額非課税だと勘違いしていませんか？通勤手当であっても課税される場合
があります。今日は通勤手当の課税・非課税についてご紹介したいと思います。

電車やバスなどの公共交通機関だけを利用して通勤している場合

非課税となる限度額は通勤手当や通勤定期券などの金額のうち、1ヶ月あたり10万円までで
す。この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、
最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。新幹線鉄
道を利用した場合の運賃等の額も「経済的かつ合理的な方法による金額」に含まれますが、グ
リーン車の料金などは除かれるので注意しましょう。

マイカーなどを利用して通勤している場合

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離に
応じて、定められています。

電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤している場合

この場合の限度額は上記のとを合計した金額です(1ヶ月あたり10万円が限度です)。
1ヶ月あたりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には超える部分の金額が
給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗
せて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

【補足】通勤手当の非課税限度額の改正

片道の通勤距離が15キロメートル以上の人について、「それぞれの限度額を超える場合に
はその金額が限度額となる」とする特例は、平成23年12月31日をもって廃止されました。

お間違いないよう、お気を付けてください。

参考HP：国税庁 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2582.htm>

1



January 2014

～ Labor management schedule ～

労務(～1/31)	12月分社会保険料の納付
労務(～1/31)	労働保険料(第3期分)の納付 (延納申請をした場合)
税務(～1/10)	12月分源泉所得税・住民税額の納付
税務(～1/10)	7月～12月分源泉所得税納付 (納期の特例を受けている場合)
税務(～1/31)	給与支払い報告書の提出
税務(～1/31)	法定調書の提出



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>